



## 「育成就労制度」に関する国連特別手続共同書簡及び日本政府回答を受けた声明

2026年5月

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ

### 1 国連書簡の概要及び育成就労法に関する国際人権基準上の問題点

2026年1月7日、国連人権理事会特別手続の4機関（現代的形態の奴隷制に関する特別報告者、ビジネスと人権ワーキンググループ、人身売買に関する特別報告者、移民に関する特別報告者）は、日本政府に対し、「育成就労制度」に関する人権上の懸念を示す共同書簡を送付した<sup>1</sup>。これに対し、日本政府は2026年4月20日付で回答を行った<sup>2</sup>。

国連人権理事会の特別報告者らの書簡は、人身取引や強制労働等の観点から多くの問題を抱えるとされた日本の技能実習制度から、育成就労制度に移行するに際し、日本政府の制度改善の取組を評価しつつも、特定技能制度下の外国人から取得される送出国の手数料徴収、転籍制限等にかかる現在の育成就労法下の制度設計について国際人権法・国際労働法の観点から、一定の懸念を示すと共に、当該懸念点について日本政府に対して建設的対話を促すものである。

---

<sup>1</sup> <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=30626>

<sup>2</sup> <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gId=39675>



まずは、特定技能制度下の外国人から取得される送出国における手数料徴収について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則 21 条の国内の育成就労計画認定基準を定める「育成就労計画に記載された報酬の月額に二を乗じて得た額を超えないこととする。」という規定が、事実上「送出国における手数料徴収を容認している」と受け取られるおそれがあり、結果として手数料徴収を助長・正当化する効果を持ち得る点を懸念として指摘した。特に、日本企業が高額手数料を徴収する送出国機関を利用した場合や、海外側で制度認定が黙示的承認と理解される危険性に言及している。

また、高額な募集手数料・関連費用は国際的に債務拘束及び強制労働の主要因とされていることにも言及し、現在の制度について、ILO29 号条約（強制労働条約）及び ILO181 号条約との整合性の観点から慎重な検討を求めた。

また、転籍制限につき、技能実習制度では、「やむを得ない事情」がある場合に限り転籍が認められていた一方、育成就労制度では、法 8 条の 2、8 条の 5、9 条の 2 等に基づき、やむを得ない事情がない場合でも、一定の転籍要件のもと転籍を可能とした点については歓迎するとしつつも、転籍要件の一部が、事実上転籍を困難とし、多くの育成就労制度下の外国人労働者にとって制度が実効的に利用困難となるおそれがあることを指摘している。特に、一部業種で求



められる「3年間の育成就労期間のうち2年間就労後でなければ転籍できない」とする要件は必要就労期間が過度に長いとの懸念を示すとともに、転籍受入企業に課される高額な費用負担が受入企業側による転籍者受入れを萎縮させる可能性があることなどを指摘している。

その他、書簡では、長期にわたる家族帯同の禁止と国際人権法・労働法基準の整合性や、育成就労制度下での農水産業における季節分野における派遣型就労における労働者保護措置、監理支援機関の独立性と中立性を確保する手段等に関する質問もなされている。

## 2 国連書簡に対する日本政府の不誠実な回答

日本政府は、国連書簡にて取り上げられた各論点につき、「書簡で指摘された事項につき、法律施行後の状況を踏まえて検討する」または、「書簡で指摘された事項につき、法律施行後の状況を踏まえて慎重に（carefully）検討する」と述べつつも、回答の全体を見ると、書簡で求められている質問事項につき直接的に回答を行っていない部分や、対応に関する後ろ向きの姿勢を示している部分が多い。

また、例えば、送出国における手数料徴収の論点につき、送出し国における手



手数料徴収については「ILO 第 181 号条約 7 条 1 項は、送出国における送出国機関による手数料徴収などについて、国家に対し、自国の執行管轄権を超える措置を取る義務まで課すものではない」と回答している。

しかし以下に述べるとおり、このような回答は、育成就労制度が国際労働法・国際人権法上の基準に整合していないという現状から日本政府が目を反らし、書簡における指摘を正面から誠実に受け止めていないことを示している。

特に手数料徴収容認規定については、外国人労働者が高額な手数料や関連費用を負担することは、債務拘束を通じた強制労働リスクを高める要因として、ILO（国際労働機関）を含む国際機関から繰り返し指摘されてきた。2026 年 2 月に公表された ILO 条約適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations）の ILO 条約第 29 号（強制労働条約）に関する見解<sup>3</sup>においても、日本政府に対し、外国人労働者に対する募集手数料及び関連費用の負担を禁止するための措置を講じることが求められている。また、使用者団体である日本経済団体連合会（経団連）までも新制度下の手数料規定への懸念を表明している<sup>4</sup>。このように、国際機関、労働者側、企業

3

[https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx\\_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100\\_COMMENT\\_ID.P13100\\_COUNTRY\\_ID:4467340.102729](https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID.P13100_COUNTRY_ID:4467340.102729)

4

[https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx\\_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100\\_COMMENT\\_ID.P13100\\_COUNTRY\\_ID](https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID.P13100_COUNTRY_ID)



側を含む幅広いステークホルダーから懸念が表明されている事実を、日本政府は真摯に受け止め、制度設計及び運用の見直しに反映させる必要がある。

### 3 育成就労制度導入において日本は条約遵守義務を果たすべき

日本は憲法 98 条 2 項に基づき条約遵守義務を負うと共に、ILO 条約及び国際人権条約の締約国として条約上もその義務を履行しなければならない。

日本は、2006 年に人権理事会が発足した当時から、2006～2011 年、2013～2015、さらに 2017 年～2020 年と、人権理事会の理事国を務めている。人権理事会の理事国は、国連加盟国の中で立候補した国の中から、人権保障に対する自発的な誓約をもとに、国連総会において 3 分の 2 の多数決により選出される 47 カ国である。日本が 2016 年に人権理事会理事国選挙に立候補した際の自発的誓約では、「2. 日本の国際的な貢献及び決意 (1) 人権諸条約の締結とその誠実な履行の継続」として、「我が国は以下の主要な人権諸条約を締結しており、これら条約に係る政府報告の提出等を含め、その誠実な履行に努めてきた。・社会権規約 (1979 年)・自由権規約 (1979 年)・女子差別撤廃条約 (1985 年)・児童の権利条約 (1994 年)・人種差別撤廃条約 (1995 年)・拷問禁止条約 (1999

---

[D:4467340.102729](#) 特に、” NIPPON-KEIDANREN stresses that the ESD programme must be designed to fully protect migrant workers’ rights. It calls on the Government to ensure that the new programme imposes no undue restrictions on employer transfers and prohibits the charging of recruitment fees to migrant workers.”の部分。



年)・強制失踪条約(2009年)・障害者権利条約(2014年) また、ジュネーブ諸条約、難民条約も締結し、誠実に遵守してきている…。今後も、各人権条約体との協力及び人権諸条約の実施に係るコミットメントを強化するため、これら人権諸条約の各委員会から出される勧告を適切にフォローアップしていく」としている(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000175307.pdf>)。また、「(2) 国連をはじめとする国際社会における貢献」として、「(ア) 人権理事会への積極的参加」と題して、「日本は、国・地域の人権状況、および人権上の諸問題の解決に向けて、UPR(普遍的・定期的レビュー)を含む様々な機会を通じ、人権理事会の活動に積極的に貢献してきた。2006年の人権理事会設立以降、初代から2011年まで継続して理事国を務め、2013年から2015年末までも理事国としての任期を全うし…。主要決議の審議・採択への積極的な貢献を通じ、国際社会の世論形成に取り組んできた」としている(同上)。

これらの点より、日本政府は、当該人権分野の国際的な専門家である特別報告者らと建設的対話を行い、ILO条約及び国際人権法上の基準に適合させるために、更に具体的かつ適切な措置を、法制度の施行前から検討すべきである。また、制度設計及び実施に当たっては、長年にわたり技能実習生・外国人労働者の支援に取り組んできた市民社会組織(弁護士・労働組合・NGO・社会福祉団



## Human Rights Now

体・同郷団体等) 及び国際機関等との実効的かつ継続的なエンゲージメントが不可欠である。

したがってヒューマンライツ・ナウは、日本政府に対し、国際人権基準及びILO 基準に適合した制度運用を確保するとともに、実効的な人権保護の観点から制度の見直しを市民社会組織及び国際機関等との誠意あるエンゲージメントを通じて行うよう強く求める。

以上